駐車場賃貸借契約書

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は、以下のとおり駐車場賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

甲は乙に対し、下記駐車場の専有部分（以下「本件駐車場」という。）を、乙が保有する自動車1台（車両番号〇〇〇〇〇〇〇）の保管場所として使用する目的で賃貸し、乙はこれを賃借する。

記

所在地

名称

区画番号

第２条（賃料）

賃料は月額金〇〇円とし、乙は毎月末日限り翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込む方法にて支払う。振込手数料は乙の負担とする。

【振込先口座】

〇〇銀行〇〇支店　普通　口座番号〇〇〇〇〇〇〇

口座名義　〇〇〇〇

第３条（敷金）

乙は、前条の賃料の支払いを担保するために敷金として金〇〇円を無利息にて甲に預け入れる。乙は、本件駐車場を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料等の債務と相殺することはできない。

第４条（敷金の返還）

本契約が契約満了その他の事由により終了し、乙が本件駐車場の原状回復及び明け渡しを完了したときは、甲は30日以内に前条の敷金を乙に返還する。

第５条（賃貸借期間）

１　本契約の期間は令和　年　月　日から令和　年　月　日までの〇年間とする。

２　前項の期間が満了する1ヶ月前までに甲又は乙から相手方に対して解約の申し入れをしないときは、本契約は1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

３　契約期間中に解約する場合は、解約希望日の〇ヶ月前までに相手方に対して通知するものとする。解約した月の賃料は、解約日までの日割り計算とする。

第６条（禁止事項）

乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)本件駐車場を第三者に使用させあるいは転貸もしくは使用権を譲渡すること

(2)本件駐車場に建物その他の工作物を設置し、又は現状に変更を加えること

(3)本件駐車場の契約区画以外の場所に駐車すること

(4)本件駐車場を車両の駐車以外の目的で使用すること

(5)本件駐車場内で有害、危険もしくは高音、騒音等近隣の迷惑となる行為をすること

第７条（乙の賠償義務）

乙又はその代理人、使用人、同乗者、その他乙に関係する者が故意又は過失によって本件駐車場又はその付属施設もしくは本件駐車場に駐車中の他の車両又はその付属品等に損害を与えたときは、乙は自己の責任と負担によりその損害を賠償するものとする。

第８条（甲の免責事項）

天災地変等の不可抗力、盗難、他車両による事故等の第三者による行為、その他甲の責に帰することができない理由により乙の車両その他の物品に損害が生じた場合、甲は一切責任を負わないものとする。

第９条（解約）

１　甲及び乙は、本契約の契約期間中であっても解約することができる。

２　解約する場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方に対して書面で通知しなければならない。

３　乙が前項の通知なく解約する場合は、甲に対して1ヶ月分の賃料に相当する金員を支払うものとする。

第１０条（契約解除）

乙が下記の各号の一に該当するときは、甲は何らの催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。

(1)賃料の支払いを2ヶ月分滞納したとき

(2)本契約の各条項に違反したとき

(3)本件駐車場又は本件駐車場内の車両等に著しい損害を与えたとき

第１１条（明け渡し）

本契約が期間の満了又は前条による解除によって終了したときは、乙は直ちに本件駐車場を原状に復した上で甲に明け渡し返還するものとする。

第１２条（乙の通知義務）

乙は、下記の事項に変更を生じたときは直ちに甲に通知しなければならい。

(1)住所、電話番号、勤務先

(2)車種、車名、登録番号

第１３条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争について、甲の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第１４条（協議）

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の各条項の解釈について疑義が生じたときは、誠実に協議し円満解決を図るものとする。

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本書2通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名の上、各自保管するものとする。

令和　年　月　日

賃貸人（甲）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

賃借人（乙）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞